

契約書(案)

- 1 業務の名称 生物学研究所閉鎖系温室高圧蒸気滅菌装置更新
- 2 実施場所 岩手県生物学研究所 北上市成田第 22 地割 174 番地 4
- 3 実施期限 令和 4 年 1 月 31 日まで
- 4 契約金額 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円)
- 5 契約保証金 金_____円 (又は「免除」)

岩手県 (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) とは、上記の業務について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は、甲から依頼を受けた業務 (以下「業務」という。) をこの契約書及び別紙仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示)

第 2 条 甲は、乙に対して、業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡等)

第 3 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第 4 条 乙は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(業務の内容の変更、中止等)

第 5 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

(完了報告及び検査)

第 6 条 乙は、業務が完了した場合は、完了報告書(様式第 1 号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 10 日以内に、完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

(検査に係る措置等)

第 7 条 甲は、第 8 第 2 項の規定による検査により、業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するもの

とする。

3 第6条第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(損害賠償)

第8条 業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(代価の請求及び支払)

第9条 乙は、第6条第2項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に代価を支払うものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、代価につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により約定期間内に代価を支払わない場合は、乙に対して、約定期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払うべき代価につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(不適合の追完)

第12条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行の催告)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第7条第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により代価の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6

号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(損害賠償)

第15条 第13条又は第14条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。(注 契約保証金免除の場合。同保証金が免除でない場合は、同保証金をもって損害賠償に充てるものとする。)

2 前2項の規定は、代価の支払があった後においても適用するものとする。

(不当介入に対する措置)

第16条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(契約解除の場合における代価の返還)

第17条 乙は、第13条又は第14条の規定により契約を解除された場合において、既に代価の支払がなされているときは、甲の定めるところにより代価を返還するものとする。

(延滞利息)

第18条 乙は、前条の規定により代価を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した延滞利息を甲に納付するものとする。

る。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第 20 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、
甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県生物工学研究所
所長 氏名 印

乙 住所 (所在地)
名称
代表者 役職名 氏名 印

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県生物工学研究所所長 様

受託者 住所（所在地）

名称

代表者名 印

完了報告書

下記の業務が完了したので報告します。

記

- 1 業務の名称 生物工学研究所閉鎖系温室高圧蒸気滅菌装置更新
- 2 実施場所 岩手県生物工学研究所 北上市成田第22地割174番地4
- 3 特記事項